

平成 2 5 年 3 月定例会 原案可決・全会一致

議会案第 18 号

「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」の基本方針策定の早期実施を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

平成 25 年 3 月 8 日

提 出 者

郡山市議会総務財政常任委員会委員長 大 城 宏 之

「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」の基本方針策定の早期実施を求める意見書

「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」が昨年6月に超党派の議員立法として成立したが、いまだ第5条に規定されている「基本方針」の策定が行われていない。

「基本方針」は、同法に規定されている除染の継続的かつ迅速な実施をはじめ、医療の確保、子どもの就学等の援助、家庭、学校等における食の安全及び安心の確保、放射線量の低減及び生活上の負担の軽減のための地域における取組の支援、自然体験活動等を通じた心身の健康の保持に関する施策等の実施の前提条件である。

このため、より実効性の高い具体的な施策を実施し、市民の「安全・安心」を取り戻すためには、一刻も早く実態に即した「基本方針」を策定する必要がある。

よって、下記の事項について強く要望する。

記

「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」の基本方針を早期に策定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月8日

郡山市議会